

JCCI 会員各位

本日、13時過ぎに配信したご案内にございます、

『①CB (Circuit Breaker) 中の Essential 以外の業種の従業員の出社について』  
につき、追記をさせていただきます。

本件、MTI に確認しましたところ、Non-Essential サービスのプロバイダーであっても、“critical task” があり、事務所等での活動が必要な場合には、引き続き、申請をし、承認を受けることが可能、とのことでした。

取り急ぎご案内をいたします。

<本件担当> JCCI 事務局 (担当: 清水) E-mail: [info@jcci.org.sg](mailto:info@jcci.org.sg)

(下記、本日 13 時過ぎに配信しましたメールを再送いたします。)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①CB (Circuit Breaker) 中の Essential 以外の業種の従業員の出社について

これまで「Essential 以外の業種」において、出社が必要な場合には、“Request for Time-Limited Exemption” として、申請する必要がありましたが、現在、Time-Limited Exemption についても、対象は Essential Service の提供者のみ、と記載が加わっております。

<https://covid.gobusiness.gov.sg/>

②従業員の賃金カット時の MOM への通知について

4月7日以降、10名以上の従業員を擁し、賃金等を従来の75%以下にカットされた際には、カット後、下記サイトより、1週間以内に MOM へ通知が必要となっております。

<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/retrenchment/mandatory-notifications-on-cost-saving-measures>

③熱や風邪の症状がある場合や、新型コロナウイルスに感染の疑いがある場合の病院受診方法について

直接、各医療機関へ行く前に、電話にて受診方法をご確認頂く必要がございます。

下記、大使館より情報発信されておりますので、ご確認下さい。

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/2020040701.pdf>

④大使館、JETRO、JCCI による相談窓口の設置について

新型コロナウイルスに関するビジネス相談窓口を設置しております。

お問い合わせ内容に応じて日本大使館・JETRO・JCCI のいずれかの担当者より直接回答いたします。

ご相談の申し込みは下記よりお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/spr/20200416>

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当: 清水) E-mail: [info@jcci.org.sg](mailto:info@jcci.org.sg)